



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 2 月 22 日 (月曜日) 第 182 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 2
○民有林の保安林の指定解除の取消し及び指定の解除予定…………… (“) 1		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 1		○道路の供用の開始…………… (“) 3
		公 告
		○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 3
		○地図及び簿冊の認証 (4件) …………… (農村計画課) 3

告 示

宮崎県告示第 137号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 3 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字山中4636-2、4641、4664-1、4664-2
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 138号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 1 項の規定により民有林の保安林の指定を解除した令和 3 年宮崎県告示第94号を取り消す。

また、同項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字伊ノ川内4221-6・4221-7・4221-77・字戸屋ノ尾8774-4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 風力発電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 139号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町うそ越字田野平子3078-1、子3078-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 140号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 2 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷神門字北又江ノ原1699-1、1699-2、1699-4、1699-5、字古畑1740-1、1740-3、1740-5、1740-6、1744
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 141号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町・西臼杵郡日之影町（以上二町については、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市・都城市・北諸県郡三股町・東諸県郡綾町・西臼杵郡高千穂町・西臼杵郡日之影町（以上二市四町については、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮崎市・西臼杵郡高千穂町・西臼杵郡日之影町（以上一市二町については、次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市・北諸県郡三股町・西臼杵郡日之影町（以上一市二町については、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 142号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
都城市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月22日から同年3月8日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字 鏡洲字塩鶴 3407番1地	旧	10.8～ 47.7	145.5
			先から同市 同大字同字 3428番2地 先まで	新	11.5～ 47.7	

宮崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月22日から同年3月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字 鏡洲字塩鶴 3407番1地 先から同市 同大字同字 3428番2地 先まで	令和3年2月22日

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 争議行為の目的
2021年度賃金および諸要求について
- 争議行為の日時
令和3年2月26日 午後5時30分から争議解決に至るまで
- 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳土80番地
医療法人清芳会 井上病院内
- 争議行為の概要
ストライキを含むいっさいの争議行為

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
南那珂森林組合
- 地籍調査を行った期間
平成28年4月1日から令和2年3月18日まで
- 地籍調査を行った地域
串間市大字市木の一部
- 認証年月日
令和3年2月9日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 地籍調査を行った期間
平成28年8月1日から令和2年2月25日まで
- 地籍調査を行った地域
えびの市大字末永の一部
- 認証年月日
令和3年2月9日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 地籍調査を行った期間
平成30年2月1日から令和2年3月17日まで
- 地籍調査を行った地域
日向市東郷町迫野内の一部
- 認証年月日
令和3年2月9日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 地籍調査を行った者の名称
椎葉村
- 地籍調査を行った期間
平成30年7月1日から令和2年3月13日まで
- 地籍調査を行った地域
椎葉村大字大河内の一部
- 認証年月日
令和3年2月9日

--	--